

公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程

(設置)

第1条 本学に公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 公的研究費の不正運用に関わる事実関係の調査を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長の指名する者

(2) 各学科長及び専攻長が推薦する者 各1名

(任期)

第4条 委員は学長が委嘱し任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、学長の指名する者をもってあてる。

2 委員長は必要に応じ委員会を開催し、これを主宰する。

(学長の任務)

第6条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費の不正使用に関わる学内外からの通報及び告発についての窓口に通報、告発に関する事案が生じた場合は、委員会の開催を要請するものとする。

(委員会の任務)

第7条 委員長は、学長からの要請があった場合には、速やかに委員会を開催しなければならない。

2 委員会は非公開とし、審議内容が外部に漏れないよう注意する。

3 委員会は、必要に応じて当該事案の関係者から、事情を聴取することができる。

4 委員会は、必要に応じて当該事案の専門家の意見を求めることができる。

5 第2条第1項各号の委員のうち、当該事案の調査対象者と同一所属に属する委員は、調査審議に加わらないものとする。

6 委員会は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(1) 調査委員会の調査内容

委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(2) 調査中における一時的執行停止

委員会は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(3) 認定

委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(4) 配分機関への報告及び調査への協力等

イ 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議しなければならない。

ロ 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

ハ 調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

ニ 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

ホ 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(5) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続きについては、学校法人高知学園就業規則を準用する。

(調査の結果)

第8条 委員長は、調査結果については、第8条第6項第4号による配分機関への報告を行うとともに、文書をもって学長に報告するものとする。

第9条 学長は、教授会に報告し、理事長には調査結果を文書をもって報告する。

第10条 理事長は、調査結果を理事会に諮り、学校法人高知学園就業規則に則り、厳正に対処しなければならない。又、配分機関による処分が示された場合には、これを考慮する。

第11条 虚偽に基づく通報や告発をしたり、当該事案の関係者をおとしめることを目的となされた通報や告発をしたものは、学校法人高知学園就業規則に則り、厳正に対処しなければならない。

2 虚偽に基づく通報や告発などをなしたものが、本学園外の者である場合には、学園として法的対抗手段をとることもある。

(守秘義務)

第12条 委員は、通報者及び告発者の社会的立場、プライバシーに十分に配慮し、プライバシー等の保護に努めなければならない。

2 委員は、委員会で知り得た事柄を他に漏らしたり、職務に利用してはならない。また、職務を退いた後といえども同様とする。

(規程の改廃等)

第13条 この規程の改廃は、評議会及び教授会の議を経るものとする。

(事務)

第14条 委員会の事務は、庶務課においてこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成28年2月19日から施行する。